

公取協だより



TOPICS

1 消費税インボイス制度 国税庁からのお知らせ

消費者庁から当協議会会員企業の皆様に向け、令和 5 年 10 月 1 日から始まる適格請求書等保存方式（以下 消費税インボイス制度）について、周知の依頼がありました。この周知依頼を受け、国税庁軽減税率・インボイス制度対応室に、消費税インボイス制度の概要等につき資料を作成いただきました。

すでに準備いただいている会員の皆様もおられると思いますが、今一度制度の概要をご確認いただけますよう、お願い申し上げます。

【令和 5 年 10 月 1 日から消費税のインボイス制度が開始されます】

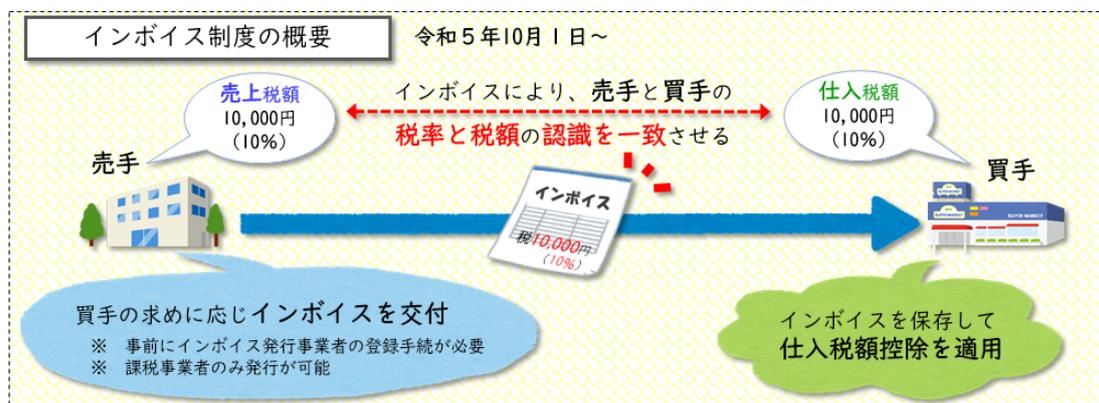
1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要等

(1) インボイス制度とは

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となります。

インボイスとは、「売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます（図 1）。

（図 1）インボイス制度の概要



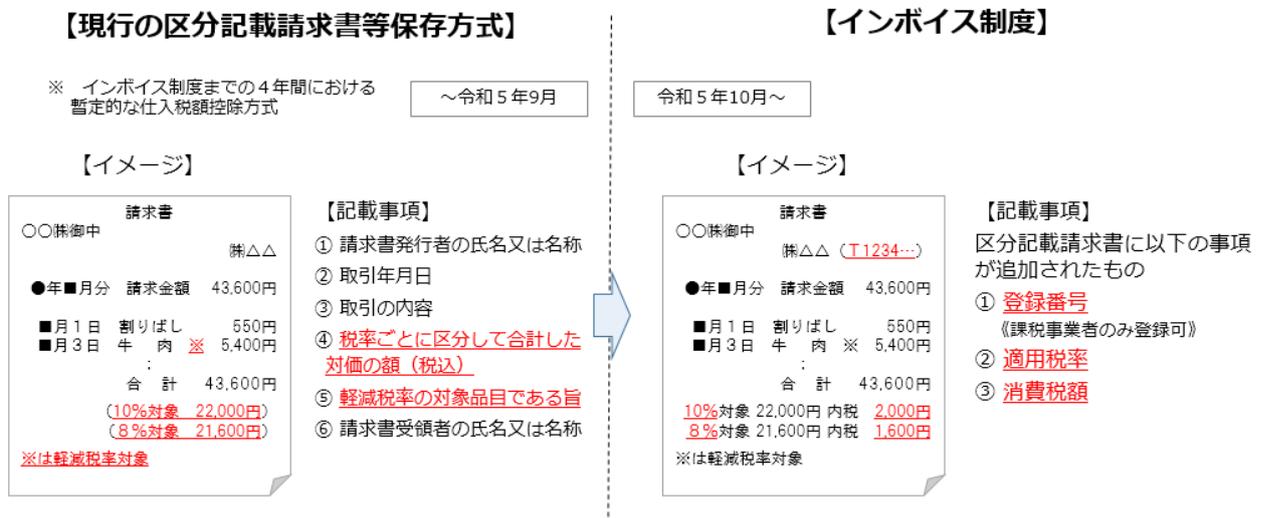
(2) 現行の仕組みからの変更点

インボイス制度では、これまでの請求書等に記載事項を追加していただく必要があります。具体的には、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加えて、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」を追加することとなりますが（図2）、必ずしも新しくインボイスという書類を一から作成しなければならないわけではありません。

現行の区分記載請求書は、消費税の申告義務が免除されている事業者（免税事業者）でも発行可能となっていますが、「登録番号」は、税務署長の登録を受けた課税事業者（インボイス発行事業者）に通知されるものであるため、インボイス制度開始後は、免税事業者の方はインボイスを発行することができないこととなります。

ただし、免税事業者の方でも課税事業者になることを選択することで、インボイス発行事業者としての登録を受けることができます。

（図2）区分記載請求書とインボイスの記載事項



2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなります。

① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者、免税事業者や課税事業者であっても簡易課税制度（※）を選択している事業者は、仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

（※）簡易課税制度とは、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、課税仕入れに係る消費税額を、実額ではなく、課税標準額に対する消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて算出した金額とする制度をいいます。

② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

なお、簡易課税制度を選択することにより、申告に係る事務負担を軽減することが可能です。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（e-Tax 又は郵送により提出することができます。）。

3 売手の留意点

(1) インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には以下の義務が課されます。

① インボイスの交付

取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付（データでの提供が可能です。）。

② 写しの保存

交付したインボイスの写し（※）を保存。

（※）交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複製したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので、例えば、請求書を作成した際のデータや簡易インボイス（適格簡易請求書）に係るレジのジャーナル、明細表などの保存があれば足够了。

(2) 留意点

インボイス発行事業者となった場合に準備や検討が必要になると考えられる事項は主に以下のとおりです。

① 何をインボイスとするか

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるか。システム改修等も含めて検討。

② 取引先との認識共有

必要に応じ、取引先への登録番号の通知や、インボイスとした書類、交付方法等の認識共有。

③ 取引価格の見直し

免税事業者の方がインボイス発行事業者となった場合、消費税を加味した価格の設定、取引金額の見直し。

（※）インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて、独占禁止法などで問題となる行為などの考え方について、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」で紹介しています（詳しくは公正取引委員会ホームページを参照ください。）。



4 買手の留意点

継続的な取引については、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、何をインボイスとするかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが考えられます。

また、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（制度開始後6年間の経過措置があります。

「5 免税事業者との取引」参照。）、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となります。

なお、簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除の適用を受けるためにインボイスの保存は不要です。

(図3) 仕入税額控除の要件

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
- > 免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
 - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	インボイス等 の保存

ここが
変わります

Point 簡易課税制度を選択している場合

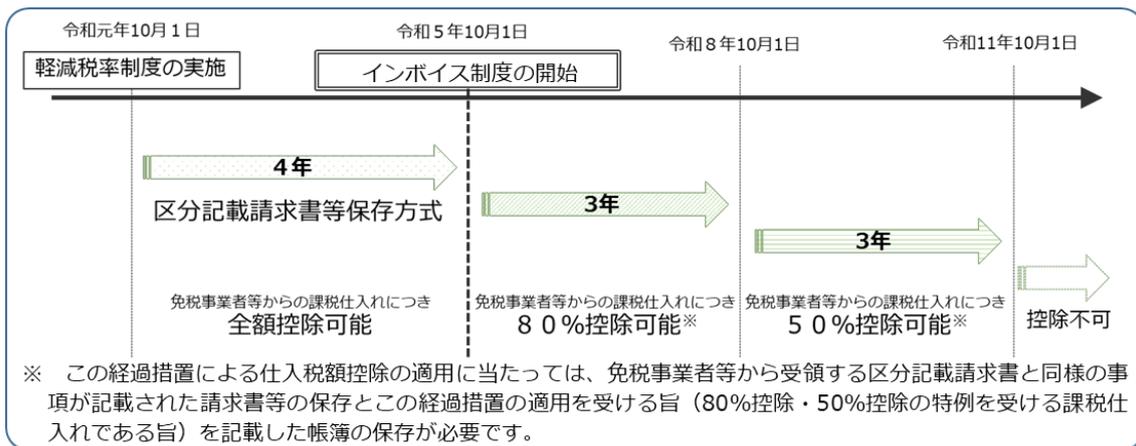
- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

5 免税事業者との取引

インボイス制度の下では、消費者や免税事業者又は登録を受けていない課税事業者といったインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、原則、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（図4）。

(図 4) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



6 令和5年度税制改正（案）について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。
 当該大綱において、インボイス制度に係る改正（案）も掲げられております。
 詳しくは、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。



【参考】 国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載していますのでご活用ください。

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① インボイスコールセンター
 （インボイス制度に関する一般的（※）なご質問やご相談）
 0120-205-553（9:00～17:00 土日祝除く）
 ※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）により、面接日時等をご予約ください。
- ② インボイス制度に関する税務相談チャットボット
- ③ 説明会の開催案内
- ④ インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ⑤ インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを掲載しています。

インボイス制度
 特設サイト

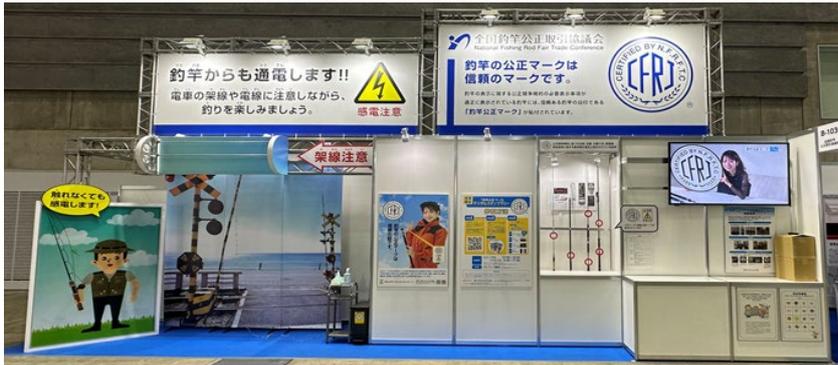


※ 本文は令和5年1月時点の法令等に基づき記載しています。

2 フィッシングショー出展報告

2023 年は、横浜（釣りフェスティバル、主催者：一般社団法人日本釣用品工業会、会場：パシフィコ横浜）、大阪（フィッシングショー-OSAKA、主催者：大阪釣具協同組合、会場：インテックス大阪）とも 3 年ぶりに会場での開催となりました。当協議会は、主催者の協力を得て、横浜・大阪のフィッシングショーに出展をいたしました。

ブースでは、釣竿からの感電事故防止の PR、公正マーク付の釣竿の展示、YouTuber マルコスさんのポスター展示を行いました。



また、本年度の新たな釣竿公正マークの告知の取り組みとして、当協議会会員企業の出展企業のブース（一部を除く）を回っていただく、デジタルスタンプラリーを実施いたしました。このデジタルスタンプラリーは、①出展会員企業皆様に QR コード付きのパネルをブースに設置していただき、②その QR コードパネルを来場者がスマートフォンのカメラで撮影すると、③スマートフォン上にスタンプがたまり、④5 社以上スタンプを集めて応募いただくと、賞品が当たる、というものになります。

この取り組みの趣旨は、①釣竿の表示に関する公正競争規約を遵守し、釣竿の適正な表示の推進に取り組まれている会員企業の皆様の PR を実施する、②会員企業の皆様のブースに展示されている公正マーク付の釣竿をスタンプラリー参加者が実際に見ることで、釣竿公正マークの認知度を高める、③参加者に釣竿公正マークは、適正な表示がなされている釣竿の証であり、安心して釣竿を購入するための目印であるということを認識していただくきっかけづくりを行うこと、でした。



ご参加いただいた出展企業・ブランド

釣りフェスティバル パシフィコ横浜会場 15 社	フィッシングショー-OSAKA インテックス大阪会場 19 社
bifarr	bifarr
Jackson	Jackson
Jado	Richards
Richards	ゴールドデンミーン
SHIMANO	SHIMANO
TENRYU	XESTA (ゼスタ)
VARIVAS	MiyaEpoch
YAMAGA Blanks	TENRYU
エバーグリーンインターナショナル	VARIVAS
がまかつ	エバーグリーンインターナショナル
サクラ高級釣竿製造所	がまかつ
ジャッカル JACKALL	サクラ高級釣竿製造所
スミス	オリムピック/Graphiteleader
ダイワ	ARES
リングス (エクリップス・エンジン・ディスプレイ)	ジャッカル JACKALL
	シャウト!
	スミス
	ダイワ
	リングス (エクリップス・エンジン・ディスプレイ)

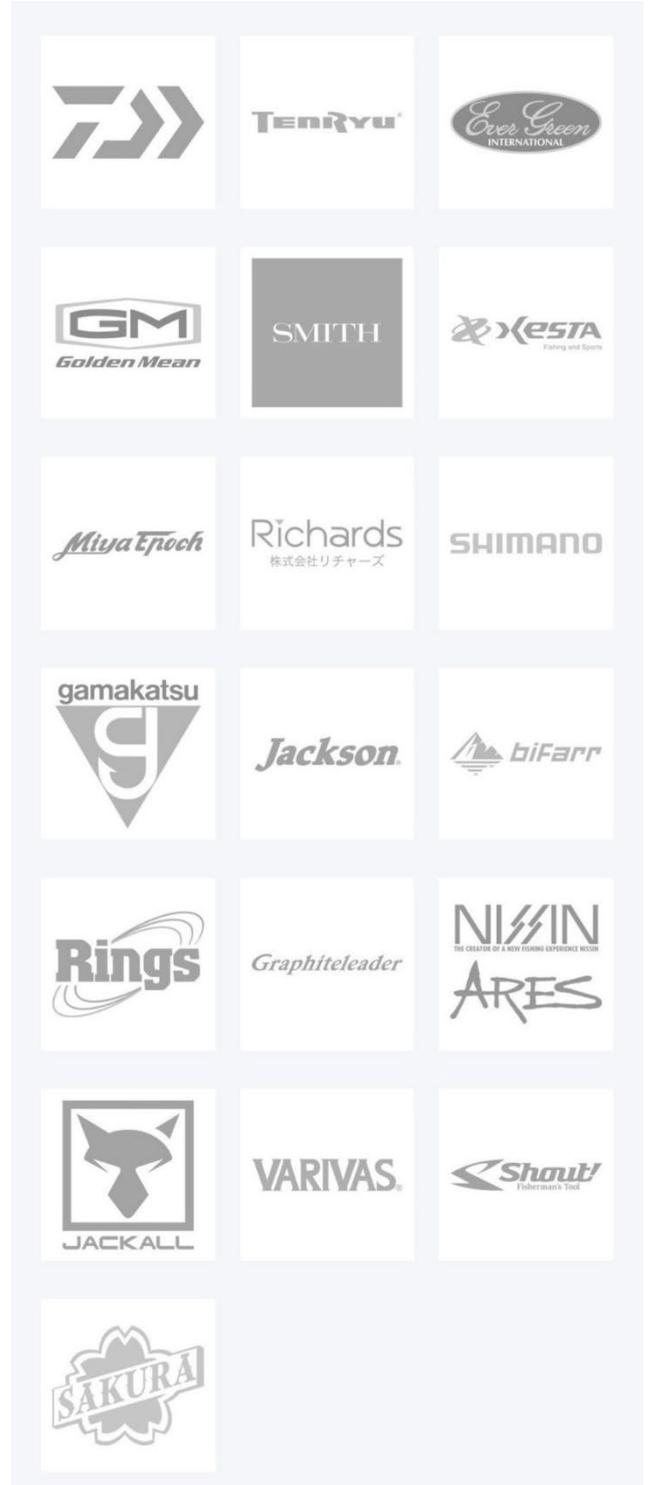
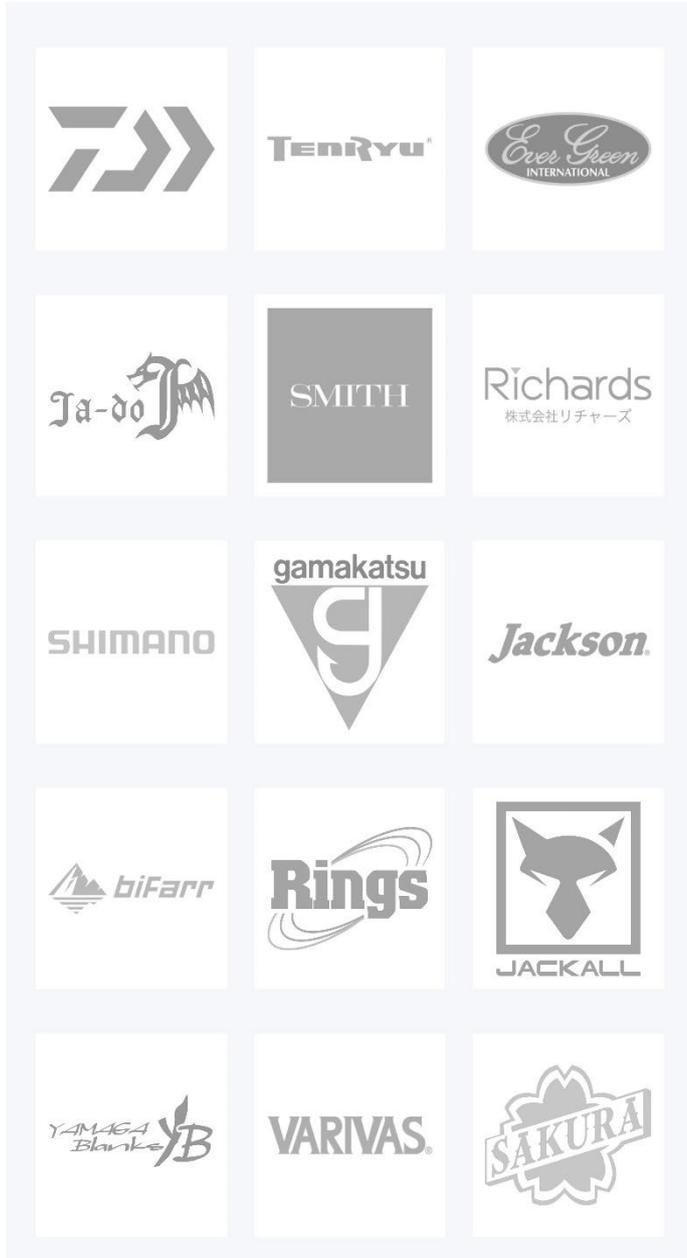
QR コードパネル 設置



釣竿公正マークの周知のために、貴重な展示スペースをご提供いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

横浜会場 スタンプラリー ロゴ

大阪会場 スタンプラリー ロゴ



3 調査指導委員会 会員対象調査・店頭調査 実施

調査指導委員会（姫野哲司 委員長）では、釣竿の適正な表示の実態を調査するため、主に会員企業製の釣竿について、器具等を用いながら表示と実際を調査する会員対象調査、市場における表示の実態を調査する店頭調査を実施しております。

今年度は、12月22日（木）に東京八丁堀の日本フィッシング会館にて会員対象調査を、8月30日（火）に近畿地区、10月21日（金）に関東地区にて店頭調査を実施いたしました。調査結果につきましては、3月14日開催の第172回理事会後にお送りいたします。

12月22日開催 第15回会員対象調査にご協力いただいた会員の皆様

青森宝栄工業株式会社	征興産業株式会社
株式会社アレア	株式会社ゼナック
株式会社ヴァルケイン	株式会社ゼニス
有限会社ウイスト	株式会社タカミヤ
株式会社ウイング 黒鯛工房事業部	谷山商事株式会社
有限会社堤屋（有限会社ウォーターランド）	中央漁具株式会社
株式会社宇崎日新	株式会社ツネミ
株式会社エバークリーンインターナショナル	株式会社釣王
有限会社オフィス・ユーカリ	株式会社ティムコ
株式会社オリムピック	テーパーアンドシェイプ有限会社
株式会社がまかつ	株式会社天龍
グローブライド株式会社	株式会社パームス
株式会社ゴーセン	株式会社林釣漁具製作所
櫻井釣漁具株式会社	株式会社バリバス
株式会社ささめ針 シャウト事業部	ピュア・フィッシング・ジャパン株式会社
株式会社ジークラック	マルキュー株式会社
株式会社シマノ	株式会社ミヤマエ
株式会社下田漁具	メガバス株式会社
株式会社ジャクソン	株式会社山鹿釣具
株式会社ジャッカル	株式会社ヤリエ
株式会社ジャンプライズ	株式会社リチャーズ
株式会社上州屋	有限会社リップル
株式会社スミス	レジットデザイン株式会社

調査にご協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

会員対象調査の様子



店頭調査の様子



調査指導委員会 名簿

調査指導委員会 名簿		
委員長	姫野 哲司	株式会社ティムコ
委員	武藤 勢弥	株式会社エバーグリーンインターナショナル
	三井 勇貴	株式会社天龍
	吉田 宗史	株式会社がまかつ
	大田 勲	グローブライド株式会社
	森田 篤	株式会社シマノ
	遠藤 大樹	株式会社ジャッカル
	鈴木 久展	株式会社上州屋

2022年12月22日現在

4 釣竿の繊維含有率検査 実施

第三者機関（一般財団法人カケンテストセンター）に委託して実施する、釣竿を構成する繊維について検査を行う、釣竿の繊維含有率検査を実施いたしました。

この調査は、毎年、輪番制（二年に一度）にて実施しております。順番が回ってきましたら、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、この調査は、釣竿に使用した繊維のうち、特定箇所のカーボン繊維、グラス（ガラス）繊維、ポロン繊維等の繊維を重量比にて調査するものであり、体積比を調査しているものではありません。調査結果は、あくまでも参考値として捉えていただけますようお願い申し上げます。

第 11 回釣竿の繊維含有率検査にご協力いただいた会員の皆様

株式会社エバーグリーンインターナショナル	谷山商事株式会社
株式会社オリムピック	中央漁具株式会社
グローブライド株式会社	株式会社釣王
株式会社シマノ	株式会社天龍
株式会社ジャッカル	株式会社林釣漁具製作所
株式会社上州屋	株式会社ミヤマエ
征興産業株式会社	株式会社山鹿釣具
株式会社ゼニス	株式会社ヤリエ

調査にご協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

5 11月30日（いい釣竿の日）11時30分釣竿公正マーク一斉広報の実施

2022年11月30日11時30分に会員企業の皆様のご協力で、SNSに釣竿公正マークを一斉に投稿していただきました。

投稿していただいた画像



釣竿公正マークの SNS 一斉投稿にご協力いただいた会員の皆様

有限会社ウォーターランド	株式会社スミス
株式会社宇崎日新	株式会社タカミヤ
株式会社エバグリーンインターナショナル	谷山商事株式会社
株式会社オリムピック	株式会社釣王
株式会社がまかつ	株式会社ティムコ
グローブライト株式会社	株式会社天龍
株式会社シマノ	マルキュー株式会社
株式会社下田漁具	株式会社ミヤマエ
株式会社ジャクソン	株式会社ヤマリア
株式会社ジャッカル	株式会社リチャーズ
株式会社上州屋	

釣竿公正マークの広報にご協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

(ハッシュタグにて確認できた会員企業の皆様のみ掲載となっております。万が一投稿いただいたにもかかわらず、貴社名が掲載されていなかった場合は、大変申し訳ございません。)

6 WEB メディアへの釣竿公正マーク周知のための広報の実施

釣竿公正マークを多くの釣り人の皆様に知っていただく目的で、釣り雑誌へは毎年作成しているポスターにマークの解説を入れた画像を広告として出稿し、WEB メディアにはさらにマークの内容について深掘して広告の掲載を行っております。

今年度の WEB メディアへの広告出稿は、下記の通りとなっております。

(1) TSURI HACK <https://tsurihack.com/8755>

アングラーズアイドル 一木花蓮さんと、神野梓さんによるトラウト管理釣り場入門



(2) つりそくニュース <https://www.tsurisoku.com/news/74334/>

ポスターモデル YouTuber マルコスさんの海上釣堀に密着



QRコードをスマートフォン等で読み取ると記事を読むことができますので、ぜひご覧ください。

7 釣り研修の実施

役員、調査指導委員会委員による今年度の釣り研修は、東京湾で最近よく釣れている、タチウオ釣りを実施いたしました。鈴木康友氏（つり人社会長）、根岸伸之氏（つり情報社会長）を講師に招き、タチウオ釣り・東京湾における釣りの現状等をお話しいただきました。



理事会 レポート

第 170 回理事会

第 170 回理事会は、会場（日本フィッシング会館）とオンライン会議システムを繋いで実施いたしました。概要は以下の通りです。

日 時 令和 4 年 9 月 15 日（木）14：30～16：30

開催方法 会場とオンライン会議システム Zoom を繋いで実施

議 案

第 1 号議案 第 39 期（令和 4 年度）4～8 月事業実施状況について <報告事項>

第 2 号議案 第 39 期（令和 4 年度）4～8 月収支について <報告事項>

第 3 号議案 調査事業について

-1 調査指導委員会開催報告 <承認決議事項>

-2 繊維含有率検査実施時期 <報告事項>

第 4 号議案 後援名義使用について <承認決議事項>

第 5 号議案 周知広報について <承認決議・報告事項>

-1 2022 年秋冬版ポスターの発行と配布

-2 11 月 30 日（水）11：30 会員各社 SNS による公正マーク一斉告知

-3 2022 雑誌広告 ムックへの出稿

-4 2023 フィッシングショー出展

-5 2023 年度ポスター制作

-6 広報実施規則

-7 公式 SNS の運用

-8 2022 下半期広報（WEB メディア）

-9 業界内向け広報

第 6 号議案 公正マーク使用に関する申請書について <承認決議事項>

-1 追加申請時の必要表示事項、釣竿の写真提出

-2 長期間申請がない会員企業への対応

第 7 号議案 その他 <承認決議・報告事項>

-1 9 月 16 日（金）釣り研修

-2 令和 3 年度比例会費 売上高報告書未提出会員への対応

-3 国家公務員倫理規程の周知

第 171 回理事会

第 171 回理事会は、会場（大阪 リファレンス大阪駅前第 4 ビル貸会議室）とオンライン会議システムを繋いで開催いたしました。概要は以下の通りです。

日 時 令和 4 年 12 月 8 日（水）14：30～16：30

開催方法 会場とオンライン会議システム Zoom を繋いで実施

議 案

- 第 1 号議案 入会について <承認決議事項>
- 第 2 号議案 第 39 期（令和 4 年度）9～11 月事業実施状況について <報告事項>
- 第 3 号議案 第 39 期（令和 4 年度）中間監査について <報告事項>
 - 1 中間監査実施報告
 - 2 11 月 30 日時点 収支報告
- 第 4 号議案 周知広報について <承認決議・報告事項>
 - 1 2023 年度ポスター制作
 - 2 11 月 30 日（水）11：30 会員各社 SNS による公正マーク一斉告知
 - 3 2023 フィッシングショー出展
 - 4 その他広報
- 第 5 号議案 釣竿の表示に関する公正競争規約 内容検討について <承認決議事項>
- 第 6 号議案 公正マーク使用に関する申請書 提出書類について <承認決議事項>
 - 1 追加申請時の必要表示事項、釣竿の写真提出
- 第 7 号議案 その他 <承認決議・報告事項>
 - 1 令和 5 年度（2023 年度）会議日程について
 - 2 令和 5 年度（2023 年度）役員改選について
 - 3 第 11 回釣竿の繊維含有率検査 実施報告について
 - 4 その他

会 員 動 向

会員数：令和 5 年 3 月 1 日現在 61 社

【入会】

- ◆社 名 株式会社バイファール
- 代表者 代表取締役社長 加藤 慶太 氏
- 所在地 静岡県静岡市清水区三保 2729-10

事務局からのお知らせ

■西日本釣り博 2023 に出展いたします

当協議会は、主催者の協力を得て西日本釣り博に出展いたします。

■釣竿公正マーク周知広報ポスター配布ご協力をお願い

釣竿の公正マーク周知広報ポスターを、2023 年度も春夏版・秋冬版の 2 種類を作成いたします。春夏版は 4 月、秋冬版は 10 月にお届けいたします。

業務繁多の折、誠に恐縮ですが、会員の皆様におかれましては、ポスターを貴社内、貴社イベント等での掲示、貴社ご関係の釣具店様、船宿様、釣り船店様、管理釣り場様等への配布にご協力いただけますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

■公正マーク使用申請書のご提出と公正マークの釣竿への貼付についてのお願い

いつも釣竿の適正な表示にご協力いただきましてありがとうございます。公正マークを釣竿に貼付いただく際には、「公正マーク使用に関する申請書」のご提出が必要です。新機種だけではなく、機種およびシリーズ等追加製品に公正マークを貼付する際にも、機種もしくはシリーズごとに「公正マーク使用申請書」のご提出をお願いしております。申請書は、冊子「釣竿の表示について」または、当協議会ホームページからもダウンロードできますので、併せてご利用ください。

申請につきましてご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

■当協議会 適格請求書発行事業者登録番号は、T8700150110751 です。



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

〒104-0032

東京都中央区八丁堀二丁目 22 番 8 号 日本フィッシング会館 5 階

TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140

e-mail nfrftc-cfrj_info@jaftma.or.jp

web <http://www.jaftma.or.jp/koutori/>

Twitter https://twitter.com/cfrj_nfrftc

Instagram https://www.instagram.com/cfrj_nfrftc/

